

令和7年2月3日

参議院事務局庶務部厚生課長 野澤 大介

公募公告

参議院内の喫茶室の営業者について下記のとおり公募します。

記

1. 公募に付する事項

- (1) 公募業種等
分館内喫茶室
- (2) 募集営業者数
1者
- (3) 営業店舗所在地
東京都千代田区永田町1-7-1
- (4) 営業期間
令和7年4月以降の参議院の指定する日から、営業開始年度の年度末3月31日まで。
10年を超えない期間内で年度ごとに更新を申請できる。
- (5) 公募条件
 - ①良質な商品及び優良なサービスを提供出来る能力と実績を有すること
 - ②予算決算及び会計令第70条、71条の規定に該当しないこと
 - ③財務省通達蔵管第1号第4節第3の1(3)の要件を満たすこと
 - ④国税、地方税を完納していること
 - ⑤経営状態、信用度が極端に悪化していないと認められ、適正な業務の履行が確保されること
 - ⑥企画提案書募集要領等の受領、企画提案書等の提出等で1回以上来院できること(郵送等は応相談)

2. 公募に係る企画提案書募集要領等の配付、企画提案書等の提出

令和7年2月3日(月)～令和7年2月17日(月)
午前9時30分から午後5時まで(正午から午後1時を除く)。

(企画提案書募集要領等の配付、企画提案書等の提出場所)

東京都千代田区永田町1-11-16
参議院第二別館東棟3階庶務部厚生課保健係(郵送等は応相談)

3. 選定方法

提出された企画提案書等により選定します。

4. 選定決定(予定)

令和7年3月上旬

5. 問合せ先

参議院事務局庶務部厚生課保健係(担当 鈴木、竹岡)
電話 03-3581-3111 内線74357～74359